

一般会計補正予算(第6号)(案)の概要

1 補正予算の考え方

9月補正予算については、新型コロナウイルス感染症に係る対策の実施に要する経費、当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区分	補正額	備考
【一般会計】	10,394,607	
1 新型コロナウイルス感染症対策	10,346,668	
(1) 安全・安心の島“沖縄”の構築	(3,652,009)	
(2) 県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組	(6,694,659)	
2 その他	47,939	
(1) 沖縄振興特別推進交付金事業	(±0)	
(2) その他の事業	(47,939)	

一般会計補正予算（第6号）事業

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 安全・安心の島“沖縄”的構築

(単位：千円)

順番	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	私立学校等教育振興費	37,950	学校法人立以外の専修学校等における遠隔学習機能の強化に要する経費 【内訳】 補助金37,950千円 【内容】 臨時休業時の遠隔授業を実施するための環境整備を支援する。	総務部
2	那覇空港サーモグラフィー設置監視事業	90,691	那覇空港における発熱監視業務に要する経費 【内訳】 委託費90,691千円 【内容】 那覇空港の到着口（計4箇所）及び保安検査場前（計3箇所）において、令和3年3月までの発熱監視業務を実施する。	企画部
3	児童福祉施設指導育成費	49,577	児童養護施設等の感染防止対策に要する経費 【内訳】 補助金49,577千円 【内容】 児童養護施設等の感染拡大防止のため、必要な改修や衛生用品・備品の購入等を支援する。	子ども生活福祉部
4	新型コロナウイルス感染症対策事業（子育て支援）	905,388	保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策に要する経費 【内訳】 補助金905,388千円 【内容】 保育所、放課後児童クラブ等の感染拡大防止のため、衛生用品の購入や事業継続に必要なかかり増し経費等（感染症対策実施手当等）を支援する。	子ども生活福祉部
5	新型コロナウイルス感染症対策事業（障害福祉）	815,081	障害福祉サービス事業所等の感染防止対策に要する経費 【内訳】 補助金815,081千円 【内容】 障害福祉サービス事業所等の感染拡大防止のため、衛生用品・備品の購入等を支援するとともに、地域活動支援センターや日中一時支援の受け入れ体制強化等を図る。	子ども生活福祉部
6	新型コロナウイルス感染症相談・検査体制等拡充事業	953,979	新型コロナウイルス感染症に係るコールセンター及び検査体制強化等に要する経費 【内訳】 補助金686,275千円、委託料265,947千円、役務費1,757千円 【内容】 新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターの継続、PCR検査体制の強化及び医療機関に対する設備補助を行う。	保健医療部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要	部局名
7	新型コロナウイルス 感染症医療体制等構 築事業	722,492	新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制の構築及び宿泊療養施設の運営に要する経費 【内訳】 委託料537,229千円、報償費29,580千円、旅費6,342千円、 役務費1,500千円、使用料及び賃借料7,575千円、 需用費140,266千円 【内容】 無症状者や軽症者向けの宿泊療養施設の借り上げを継続する。	保健医療部
8	空港管理運営費	47,631	県管理空港の管理運営に要する経費 【内訳】 委託料47,631千円 【内容】 定期便が就航する県管理8空港（新石垣、宮古、久米島、与那国、南大東、北大東、多良間、下地島）において、令和3年3月までの発熱監視業務を実施する。	土木建築部
9	運営費 (公安委員会)	3,327	警察事務の運営に要する経費 【内訳】 需用費3,327千円 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁者等の検温を行う非接触体温計を購入する。	公安委員会
10	留置管理費	13,708	被留置者の処遇の維持に要する経費 【内訳】 需用費13,708千円 【内容】 新型コロナウイルス感染疑いのある容疑者等に対応するため、留置場を簡易改修する。	公安委員会
11	刑事企画事業費	10,837	刑事警察活動に要する経費 【内訳】 需用費4,389千円 役務費97千円、 使用料及び賃借料 1,109千円 工事請負費 5,242千円 【内訳】 新型コロナウイルス感染疑いのある容疑者等に対応するため、屋外に簡易取調室を設置する。	公安委員会
12	交通指導取締事業費	1,348	交通警察活動に要する経費 【内訳】 需用費1,348千円 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、アルコール感知器を購入する。	公安委員会

(2) 県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業内容	部局名
1	生活福祉資金貸付事業	2,423,000	個人向け緊急小口資金等の特例貸付に要する経費 【内訳】 補助金2,423,000千円 【内容】 沖縄県社会福祉協議会に対し、貸付原資を補助する。	子ども生活福祉部
2	看護大学運営費	5,249	県立看護大学の運営に要する経費 【内訳】 需用費5,249千円 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食堂に保護シート設置、トイレの洋式化改修等を行う。	保健医療部
3	輸出先国市場変化対応食品等製造施設等整備緊急支援事業	18,735	輸出を行う食品製造事業者等に対する施設等整備支援に要する経費 【内訳】 補助金18,735千円 【内容】 食品製造事業者等が行う、新型コロナウイルス感染症の影響による輸出先国の市場変化に対応するための施設等整備を支援する。	農林水産部
4	生乳流通指導事業費	11,904	学校休校措置に伴い発生した余剰乳を生産した県内酪農家に対する支援金支給に要する経費 【内訳】 補助金11,904千円 【内容】 国の補助事業の対象外となった分の余剰乳を生産した県内酪農家に対し、支援金を支給する。	農林水産部
5	県産品応援共同購入支援事業	9,484	県内外において沖縄県産品の共同購入の促進に要する経費 【内訳】 旅費584千円、委託料8,900千円 【内容】 生産者や製造メーカー等と県内外の企業・団体をマッチングし、共同購入による販路構築を通じて県産品の消費拡大を図る。	商工労働部
6	新型コロナウイルス感染症対応休業者等マッチング事業	8,800	休業者等の人材余剰企業と人手が不足している企業等とのマッチングに要する経費 【内訳】 委託料8,800千円 【内容】 失業者等の人材余剰企業と人手が不足している企業等とのマッチングを行い失業防止等を図る。	商工労働部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
7	沖縄県雇用継続助成金事業	3,793,000	沖縄県雇用継続助成金（雇用調整助成金への上乗せ助成金）に要する経費 【内訳】 補助金3,793,000千円 【内容】 国の雇用調整助成金の特例措置期限が9月末から12月末まで延長されたこと等に伴う上乗せ支援の追加経費を補正する。	商工労働部
8	事業主向け雇用支援事業	6,183	事業主向けの雇用に関する相談窓口の体制強化に要する経費 【内訳】 委託料6,183千円 【内容】 雇用調整助成金等の各種制度の活用についての相談対応や情報提供の充実・強化を図る。	商工労働部
9	おきなわ彩発見バスツアーアクション事業	229,000	貸切バス等を活用した県内旅行の促進に要する経費 【内訳】 委託料13,000千円、補助金216,000千円 【内容】 新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ県内観光関連産業を下支えするため、貸切バス等を活用した県内旅行商品代金に対して県が補助を行い、県内の旅行需要及び観光関連消費の喚起を図る。	文化観光スポーツ部
10	スクール・サポート・スタッフ配置事業	62,421	スクール・サポート・スタッフの配置に要する経費 【内訳】 補助金62,421千円 【内容】 新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教師等の業務をサポートし、教師が子どもの学びの保障に注力できるようにするために、スクール・サポート・スタッフを追加配置する。	教育委員会
11	学びの保障のための学習支援員配置事業	119,793	各小・中学校における学習支援員配置に要する経費 【内訳】 補助金119,793千円 【内容】 新型コロナウイルス感染症への対応による休校措置によって生じた学習内容の未指導分や学習進度の遅れに対応するため、市町村が配置する学習指導の支援にあたる人員に要する費用を補助する。	教育委員会
12	知の拠点パワーアップ事業	7,090	県立図書館の電子書籍購入等に要する経費 【内訳】 需要費1,526千円、使用料及び賃借料5,564千円 【内容】 「新しい生活様式」に対応するため、県立図書館の非来館型サービスを強化する。	教育委員会

2 その他

(1) 沖縄振興特別推進交付金事業

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	沖縄国際物流ハブ活用推進事業	24,168	<p>沖縄県産品の輸出促進に要する経費 【内訳】 委託料23,613千円、旅費555千円 【内容】 県内事業者が海外ECサイト等において県産品販売を行う取組へハンズオン支援を行い、県産品のさらなる輸出拡大につなげる。</p>	商工労働部
2	ものづくり生産性向上支援事業	14,231	<p>県内ものづくりの生産性向上に要する経費 【内訳】 旅費6千円、需用費1,067千円、委託料5,158千円、 補助金8,000千円 【内容】 県内製造業の生産技術開発等に対する補助とハンズオン支援を拡充し、県内事業者の生産性向上を図る。</p>	商工労働部
3	工芸産業パワーアップ事業	13,995	<p>工芸産業の収益力向上に要する経費 【内訳】 委託料6,425千円、補助金7,570千円 【内容】 工芸産地組合及び工芸品生産者に対する補助とハンズオン支援を拡充し、組合の事業運営力と収益力の向上を図る。</p>	商工労働部
4	製造業県内発注促進事業	4,225	<p>県内製造業の受注機会の拡大に要する経費 【内訳】 委託料4,225千円 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一部部材について移輸入が困難となっており、ハンズオン支援等を拡充し、更なる県内製造促進を図る。</p>	商工労働部
5	先端IT利活用促進事業	15,635	<p>先端IT等を県内産業に取り込むための支援に要する経費 【内訳】 委託料15,635千円 【内容】 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「新たな生活様式」に基づくビジネスモデルへの転換が必要となっていることから、県内事業者のAI、IoT等活用による労働生産性やサービス付加価値等の向上のための取組を拡充する。</p>	商工労働部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	申請書類摘要	部局名
6	先端医療産業技術事業化推進事業	149,732	本県の先端医療産業の競争力強化を図るために要する経費 【内訳】 報償費42千円、旅費507千円、委託料69,183千円、 補助金80,000千円 【内容】 県内外の企業や県内医療機関と連携し、再生医療等の先端医療産業技術の実用化に向けた研究開発等を実施する。	商工労働部
7	国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業	75,171	国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区において賃貸工場の整備に要する経費 【内訳】 旅費29千円、委託料657千円、使用料及び賃借料637千円、 工事請負費73,848千円 【内容】 県外等から製造業を誘致し、製造業及び関連産業の振興を図るために、新たな賃貸工場の整備を行う。	商工労働部
8	観光危機管理体制構築事業	110,813	旅行者専用相談センター沖縄（TACO）の運営に要する経費 【内訳】 委託料 110,813千円 【内容】 旅行者の安全・安心アクションプランに基づき発熱等がある旅行者への支援等、感染症の予防・拡大防止対策を強化するため、那覇空港、宮古空港、石垣空港、下地島空港及び久米島空港にて旅行者専用相談センター沖縄を設置運営する。	文化観光スポーツ部
9	沖縄ワーケーション促進事業	13,173	沖縄県でのワーケーションの促進に要する経費 【内訳】 委託料13,173千円 【内容】 「新しい生活様式」における新たな仕事のスタイルであるワーケーションを、沖縄県の新たな観光ツールとして確立するための取組を実施する。	文化観光スポーツ部
10	スポーツツーリズム戦略推進事業	33,000	沖縄県でのスポーツツーリズムの推進に要する経費 【内訳】 補助金33,000千円 【内容】 沖縄県へのスポーツ誘客の推進を図り、オンライン等を活用したスポーツイベント等の開催費用及び県外からの誘客を見込むスポーツイベントの感染症対策費用を補助する。	文化観光スポーツ部
11	県立高校電子黒板等推進事業	7,608	タブレット端末の整備に要する経費 【内訳】 備品購入費7,608千円 【内容】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校に備え、タブレット等を所持していない生徒への貸出ができるよう、学校に端末を追加整備する。	教育委員会

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
12	高等学校施設塩害防止・長寿命化事業費	77,690	<p>外壁補修、塗装改修及び屋根防水改修に要する経費 【内訳】 旅費286千円、委託料1,683千円、工事請負費75,721千円 【内容】 築年数や施設の劣化状況などを勘査し、早急に長寿命化対策工事が必要な箇所について、前倒しで実施することで、安全な学習環境の確保を図る。</p>	教育委員会
13	特別支援学校施設塩害防止・長寿命化事業費	114,620	<p>外壁補修、塗装改修及び屋根防水改修に要する経費 【内訳】 委託料3,018千円、工事請負費111,602千円 【内容】 築年数や施設の劣化状況などを勘査し、早急に長寿命化対策工事が必要な箇所について、前倒しで実施することで、安全な学習環境の確保を図る。</p>	教育委員会
14	全国特産品流通拠点化推進事業	△ 101,468	<p>那覇空港における沖縄国際物流ハブを活用した輸出促進等に要する経費 【内訳】 委託料△89,533千円、負担金△11,935千円 【内容】 沖縄発着の国際航空便が運休し、輸出事業者等へ提供する航空コンテナ数等の減少が見込まれること及び沖縄大交易会がWeb商談会になったことに伴う減額補正</p>	商工労働部
15	国際物流関連ビジネスモデル創出事業	△ 10,520	<p>国際物流関連ビジネスにおいて、新たなビジネスモデルを構築するための調査・実証に要する経費 【内訳】 委託料△10,520千円 【内容】 新型コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえ、一部調査委託業務の取りやめによる減額補正</p>	商工労働部
16	沖縄戦略的国際物流プラットホーム強化事業	△ 22,000	<p>臨空型産業の集積を促進するため、那覇空港国際貨物路線の拡充や国際物流機能を活用する企業の誘致等、国際物流拠点化に向けた実証事業や誘致業務の実施に要する経費 【内訳】 委託料△22,000千円 【内容】 新型コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえ、新たな航空会社の参入時期や入居者の事業実施状況の見直し等による減額補正</p>	商工労働部
17	アジア・ビジネス・ネットワーク事業	△ 6,000	<p>アジアにおけるビジネス・ネットワークの構築に要する経費 【内訳】 補助金△6,000千円 【内容】 新型コロナウィルス感染拡大の状況を踏まえ、インターンシップ受入体制整備事業（補助）を中止することによる減額補正</p>	商工労働部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
18	先端医療産業開発拠点実用化事業	△ 303,000	<p>沖縄発の優位性を持つ再生医療関連技術の実用化に向けた取り組み及び細胞培養加工施設の整備に要する経費</p> <p>【内訳】 委託料△3,000千円、公有財産購入費△300,000千円</p> <p>【内容】 細胞培養加工施設の建設用地取得に係る地権者との交渉難による土地購入費の減額補正</p>	商工労働部
19	本部港国際クルーズ船受入環境整備事業	△ 7,621	<p>本部港におけるクルーズ観光客の観光地へのアクセス手段となるバス、タクシー等への円滑な乗り継ぎを支援する交通結節機能として交通広場（屋根付き歩道、車両一時待機場等）の整備に要する経費</p> <p>【内訳】 委託料△7,621千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難になったことに伴う減額補正</p>	土木建築部
20	国際性に富む人材育成留学事業	△ 12,783	<p>高校生の国外留学の支援に要する経費</p> <p>【内訳】 委託料△12,783千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、先行き不透明の中で、令和3年度に1年間の海外派遣を行うことが難しいことから、募集・選考を取りやめたことに伴う減額補正</p>	教育委員会
21	グローバル・リーダー育成留学事業	△ 131,079	<p>高校生の海外短期研修派遣に要する経費</p> <p>【内訳】 報償費△126千円、旅費△2,405千円、委託料△128,548千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校臨時休業による生徒の学習保障の観点、および世界的な感染拡大の第2波が予測されていることから事業を中止したことに伴う減額補正</p>	教育委員会
22	進学力グレードアップ推進事業	△ 59,590	<p>難関国公立大学等への生徒派遣、教員指導力向上研修の実施等に要する経費</p> <p>【内訳】 報償費△34千円、旅費△879千円、委託料△58,677千円</p> <p>【内容】 生徒派遣等を中止したことに伴う減額補正</p>	教育委員会

(2) その他の事業

(単位：千円)

順序	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	税務システム運営事業	34,584	<p>税務システムの改修に要する経費 【内訳】 委託料34,584千円 【内容】 個人住民税の申告及び納入手続きが令和3年10月から電子化されることに伴い、税務システムの改修を行う。</p>	総務部
2	八重山地区ラジオ中継局強靭化支援事業	4,169	<p>平成15年度に構築した八重山地区ラジオ中継局等の再構築及び強靭化に要する経費 【内訳】 旅費191千円、補助金3,978千円 【内容】 平成15年度に国、県、八重山圏域の3市町で費用負担し構築した八重山地区ラジオ中継局等の更改及び強靭化に要する経費について、平成15年度と同様の費用負担割合で補助する。</p>	企画部
3	第32軍司令部壕事業	7,278	<p>第32軍司令部壕の管理に要する経費 【内訳】 報償費168千円、旅費877千円、需用費2千円、 委託料6,191千円、使用料及び賃借料40千円 【内容】 第32軍司令部壕の保存・公開や平和発信のあり方等について検討する委員会を開催する。</p>	子ども生活福祉部
4	沖縄県GAP拡大推進加速化事業	2,191	<p>農場生産工程管理手法であるGAPの普及・認証取得推進に要する経費 【内訳】 報償費312千円、旅費1,215千円、需用費154千円、 役務費250千円、使用料及び賃借料12千円、 補助金248千円 【内容】 GAP指導員の育成、生産現場での指導及び研修会の開催、普及活動、認証取得に係る研修等認証取得を推進する。</p>	農林水産部
5	メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業	3,848	<p>メタン発酵消化液の肥料利用促進に要する経費 【内訳】 補助金3,848千円 【内容】 メタン発酵施設から発生するメタン発酵消化液の肥料活用を推進するため、民間事業者等が行う消化液の成分分析および散布実証（ほ場散布と生育調査）等の取組を支援する。</p>	農林水産部
6	家畜衛生技術指導事業費	11,324	<p>飼料利用の加熱等処理基準を遵守するための機器設置支援に要する経費 【内訳】 補助金11,324千円 【内容】 令和3年4月に変更となる食品循環資源の飼料利用の加熱等処理基準をみたす機器の導入を支援する。</p>	農林水産部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
7	公園費（社会資本交付金）	109,220	県営6公園の整備に要する経費 【内訳】工事請負費109,220千円 【内容】国庫内示増による増額補正	土木建築部
8	港湾長寿命化事業	42,405	県管理港湾施設の長寿命化に要する経費 【内訳】工事請負費42,405千円 【内容】本部港の安心・安全な利用環境を確保するため、エプロン補修工事を実施する。	土木建築部
9	テレビ放送運営事業費	△ 4,169	沖縄～宮古間の海底ケーブル等の休止設備撤去工事に係る負担金に要する経費 【内訳】負担金△4,169千円 【内容】沖縄県とNTT西日本が共同で敷設した沖縄～宮古間の海底ケーブルの撤去工事で、一部ケーブルが存置管理となったことに伴う減額補正	企画部
10	競技力維持・向上対策事業費	△ 80,155	全国的及び国際的に活躍できるトップアスリートの育成に要する経費 【内訳】委託料△71,206千円、補助金△8,949千円 【内容】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度国民体育大会（鹿児島県）が延期となったこと等に伴う減額補正	文化観光スポーツ部
11	国体九州ブロック大会開催事業	△ 82,756	令和2年度国民体育大会の予選会である第40回九州ブロック大会の開催に要する経費 【内訳】備品購入費△25,023千円、補助金△57,733千円 【内容】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度国民体育大会の予選大会である第40回九州ブロック大会が中止となったことに伴う減額補正	文化観光スポーツ部

令和2年7月31日

一般会計補正予算（第5号）について

新型コロナウイルス感染症対応のため、緊急に予算計上が必要な経費について、下記のとおり補正予算を編成する。

記

1 個人向け緊急小口資金等 約68.8億円

貸付原資の追加に要する経費

2 軽症者対応宿泊療養施設借り上げ 約4.2億円

感染者の増加に伴う宿泊療養施設（ホテル）の緊急確保に要する経費

3 予備費 5億円

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び医療提供体制の確保に迅速に対応するための予備費【軽症者対応宿泊療養施設の追加等】

合 計 約78億円

【問合せ先】

1 個人向け緊急小口資金等

子ども生活福祉部 福祉政策課 (TEL866-2164)

2 軽症者対応宿泊療養施設借り上げ

新型コロナウイルス感染症対策本部 総括情報部 (TEL866-2014)

3 予備費

総務部 財政課 (TEL866-2095)

一般会計補正予算（第5号）事業

新型コロナウイルス感染症対策

(単位：千円)

事業費				合計
① 生活福祉資金貸付事業費	6,877,000		個人向け緊急小口資金等の特例貸付に要する経費 【内訳】 補助金6,877,000千円 【内容】 沖縄県社会福祉協議会に対し、貸付原資を補助する。	子ども生活福祉部
② 新型コロナウイルス感染症医療体制等構築事業	420,522		新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制（空床補償、設備整備、感染防止対策）の構築及び宿泊療養施設の運営に要する経費 【内訳】 委託料315,769千円、報償費13,452千円、旅費3,654千円、 役務費900千円、需用費82,202千円、 使用料及び賃借料4,545千円 【内容】 無症状者や軽症者向けの宿泊療養施設を借り上げる。	保健医療部
③ 新型コロナウイルス感染拡大防止・医療提供体制確保対応予備費	500,000		新型コロナウイルスの感染拡大防止及び医療提供体制の確保に迅速に対応するための予備費（軽症者療養等ホテル借上等） 【内訳】 予備費500,000千円	総務部

新型コロナウイルス感染症対策関連予算

3月（第一次補正）

172.2億円

- ・ 感染症対策のためのマスク・消毒液等の確保
- ・ 空港や港湾へのサーモグラフィーの設置
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付
- ・ 「中小企業セーフティネット資金」の融資枠の拡大 等

5月（第二次補正）

457.3億円

- ・ うちなーんちゅ応援プロジェクト（支援金、協力金）
- ・ 協力医療機関等における感染症外来等の強化、発熱相談センターの設置及びPCR検査の委託等
- ・ 医療体制の構築（患者搬送、入院病床の確保等）及び医療従事者の宿泊費支援
- ・ 生活困窮者住宅確保給付金及び相談体制強化
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」融資の創設 等

6月（第三次補正：専決処分）

25.2億円

- ・ 「おきなわ彩発見キャンペーン」（県民向け宿泊支援）
- ・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付（原資の積み増し）
- ・ 沖縄振興特別推進交付金の事業見直し

6月（第四次補正）

342.6億円

＜安全・安心の島“沖縄”の構築＞

- ・ 感染症対策徹底のための物資の確保・配分支援
- ・ 検査機器等購入支援
- ・ 入院受入時に必要な空床確保に対する支援
- ・ 患者と接する医療従事者等への慰労金支給
- ・ 高齢者施設、障害者福祉施設、児童養護施設など社会福祉施設における衛生管理体制の構築支援
- ・ 介護・障害者福祉施設に勤務し利用者と接する職員への慰労金支給
- ・ 子どもの居場所や生活困窮家庭に対する食事支援体制の強化
- ・ 那覇空港における発熱監視業務の拡充
- ・ 県内中小企業等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の奨励金給付

＜県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組＞

- ・ 県産農産物等の県内消費拡大や県産品使用推奨・需要喚起キャンペーン
- ・ 学校給食への食材提供等（県産牛肉及び水産物）や花き類の利用拡大等を通じた需要喚起対策
- ・ 「おきなわ彩発見キャンペーン」（県民向け宿泊支援）
- ・ 国の雇用調整助成金と連動した事業主向けの雇用支援
- ・ 小中高におけるICT機器整備による遠隔学習環境の改善
- ・ 文化芸術関連施設等における映像配信環境の整備を支援

合計

約997億円

統一樣式 - ①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

事務所費

充当割合：1/2(政務活動以外が含まれるため1/2按分)

充当金額:45,650円(91,300円×1/2)

●事務所(事務所申込金)

領收証 石原朝子 № 024869

金額	¥ 9 1 3 0 0
----	-------------

但し、カーナF 202号室
入居月の翌月分の家賃として(申込金扱い)

令和2年11月10日 上記正に領収いたしました

(株)共和木工

〒901-0231 豊見城市字我那瀬501番地
TEL (098) 856-9331
FAX (098) 850-6084

担当 [REDACTED]

充当割合：1/2(政務活動以外が含まれるため1/2按分)

充当金額: $337,810 \times 1/2 = 168,905$ 円 ★申込金91,300円は11/10に支払い済み

① 2月分家賃 91,300 円 ②礼金 91,300 円 仲介手数料 91,300 円 保障協会保証料 63,910 円

●事務所(事務所契約金)

充当額 168,905 円

領收証 石原朝子 № 024892

金額	¥ 4 3 7 3 1 0
----	---------------

但し、Ka funa F 202号室の契約金にて

令和3年1月22日 上記正に領収いたしました

(株)共和木工

〒901-0231 豊見城市字我那瀬501番地
TEL (098) 856-9331
FAX (098) 850-6084

担当 [REDACTED]

事務所費

充当割合：1/2（政務活動以外が含まれるため1/2按分）

充当金額:242円(485円×1/2)

●事務所(電気料金2月分)

充当割合：1/2(政務活動以外が含まれるため1/2按分)

充当金額:37,000円(7,400円×1/2)

●事務所(事務所側面看板)

領 収 証

石原ともこ事務所 様

令和 3年 3月 10日

¥ 74,000 - (税込)但し 事務所壁面看板代として

上記正に領収いたしました。

内 訳現 金小切手その他**さた 看板**

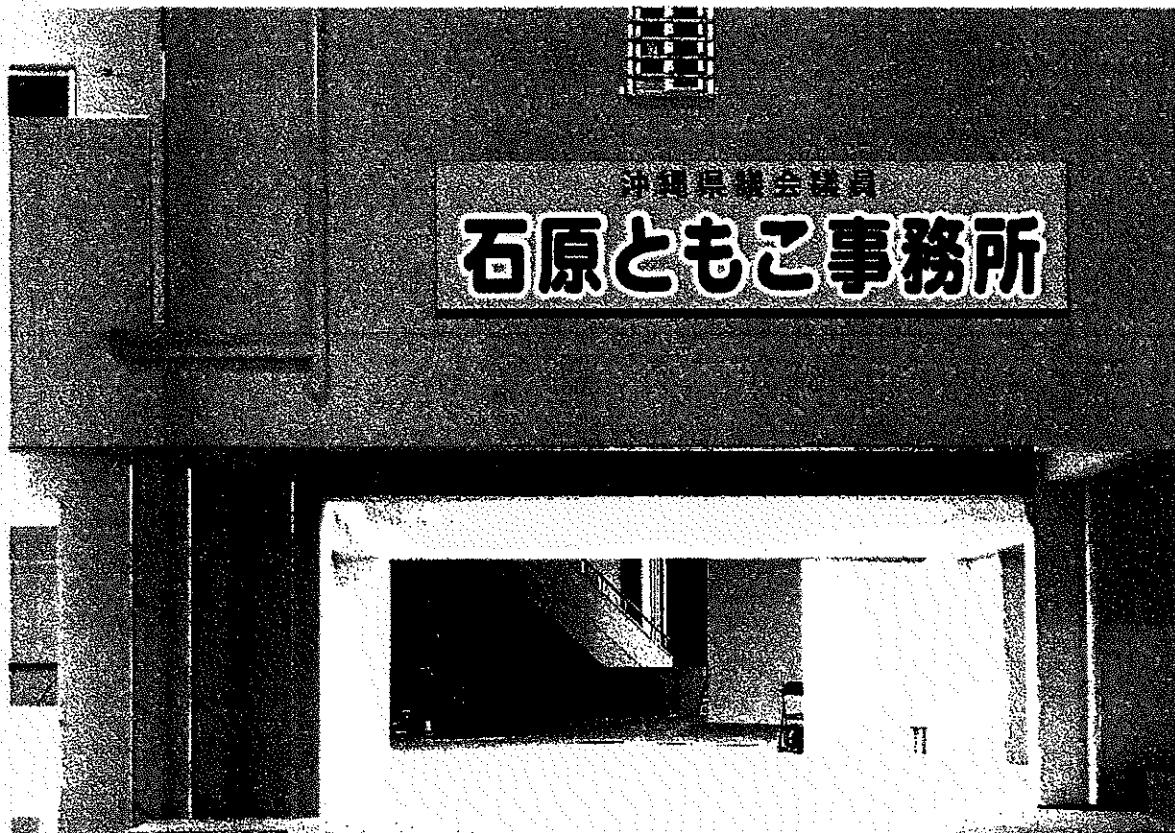
代表者 金城一弘

〒901-0511

八重瀬町字港川 190-1 番地

TEL・FAX(098)9 9 8 -4 8 7 8

看板サイズ：(W) 3,640 × (H) 910



事務所費

充当割合：1/2(政務活動以外が含まれるため1/2按分)

充当金額:1,545円(3,091円×1/2)

●事務所(電気料金3月分)

電気料金払込受領証

石原 朝子 様		
電気番号	22100- 97-1-4	
ご契約種別	従量電灯	
令和 3年 3月分		
料金合計	3,091 円	
料金	2,716 円	
電工ネーム料	375 円	
【返却】 開設権等充当額 電料資本調査		
	281 円	
	-381.79 円	
ご使用量 126 kWh		
※金額を訂正したもの、発送用のないものは無効となります。 (A=取扱人印)		
支払期日	4月 8日	日 附 印
全額納期 改送期日	4月18日	31.3.12
コンビニ等 取扱期日	4月26日	JAN 360/ 484363 収入印鑑銀行印
神奈電力株式会社 横浜支店		

事務所費

充当割合：1/2(政務活動以外が含まれるため1/2按分)

充当金額:6,000円(12,000円×1/2)

●事務所(事務所入口看板)

領 収 証

石原ともこ事務所 様

令和3年3月13日

収 入
印 紙

¥ 12,000-(税込)

但し 事務所看板代として

上記正に領収いたしました。

内 訳

現 金

小切手

その他

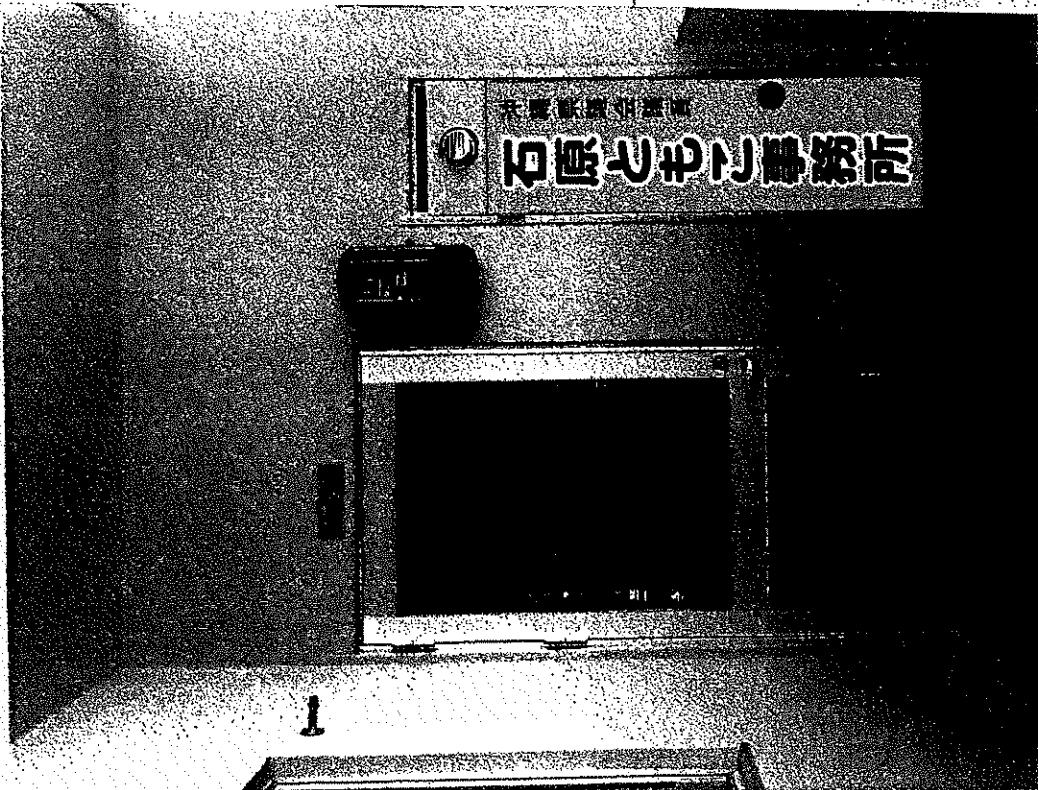
また看板

代表者 金城一弘

〒901-0511

八重瀬町字港川 190-1 番地

TEL・FAX(098)9 9 8 -4 8 7 8



サイズ：(W) 385×(H) 1,300

充当割合：1/2(政務活動以外が含まれるため1/2按分)

充当金額:587円(1,174円×1/2)

●事務所(水道料金3月分)

水道料金等納付通知書兼領收証

石原 朝子 様
給水場所宇東風平30番地の11
kafuna F 202号(店舗2)

水道番号	201-0379-52	令和3年3月分
使用水量	0 ℥	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限
令和3年4月15日

上記の金額を領収しました。

R03.02.01 ~ R03.03.08

南部水道企業団
企業長 多和田 真次
南部水道企業団企業長印

枚納代行 DSK詰替システム

- この領收証は、後日の取扱いに際し参考として保管してください。
- 金額を訂正した場合、領收証付箇の裏面のもののが無効です。
- お問い合わせの場合は領收証に記載してあります。



收入印紙不要(お客様控)

事務所費充当状況申告票

議員名

石原 朝子

1. 事務所の状況

住所	八重瀬町字東風平 30-11	kafuna F202号
----	----------------	--------------



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明 :

◎自由民主党沖縄県島尻・南城市区第二支部としても使用しているため。

(関係経費)

家賃(月額)	91,300 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	45,650 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員



事務所概要申告票

議員名 石原朝子

1. 物件の所在

住所	八重瀬町字東風平 30-11 kafuna F202号
電話番号	098-998-7770

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [(株)共和国]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

石原朝子



賃貸人 氏名

住所

空室	/
空予定	

2020/8/17

賃貸条件	
契約形式	定期賃地借家権契約
契約期間	2年
再契約手数料	15,000円別
契約後2年未満で解約	違約金家賃1ヶ月分
契約後2年以降で解約	違約金なし
加入義務	火災保険及び家賃保証契約
原状回復	竹刃にごく料金・その他修繕費は敷金から差し引く
車庫証明	預り保証金 50,000円
車庫整修費用	5,000円(税別)
防音設備	無し(楽器等の演奏禁止)
ペット飼育設備	無し(ペット禁止)
BS受信	未定
水道排水	浄化槽(公井下水へ貯留時、下水料金生)
エアコン	エアコン×2
工事費	無し(シエア型)
瓦斯料	瓦斯料(瓦斯料:ガス代)

契 約 金	
入居月日割家賃	入居月の日割家賃
敷 金	入居月の日割家賃 家賃1ヶ月
礼 金	83,000 家賃1ヶ月
仲介手数料	91,300 家賃1ヶ月(税込)
保証協会保証料	63,910円(年更新料)(翌年以降は毎年料の10%増生)
火災保険	加入義務有
エアコン料	16,500 初期消火救命ホール
駐車場 (一台無料)	
合 計	91,300
便利な生活オプション ※月々この料金で水道水がおいい冰 淨水器リース (月々支払)	346,010 円 +入居月の日割家賃 個別契約

物件名 (仮) S氏事務所兼共同住宅	部屋番号	202 号室
住 所 島尻郡川重瀬町字東風平36-1 構 造 鋼筋コンクリート造	所在階/階数	ナフ 専有面積 17.1坪
用途地域 第一種低層住居専用地域	築年数	2年12月

毎月のお家賃等 (消費税は税率に定めた税率に従う)	入居月の日割家賃
客 費 (消費税) 83,000 (8,300)	83,000 家賃1ヶ月
共益費 ○	91,300 家賃1ヶ月(税込)
火災保険 ○	63,910円(年更新料)(翌年以降は毎年料の10%増生)
駐車場 (一台無料)	16,500 初期消火救命ホール
合 計	91,300
便利な生活オプション ※月々この料金で水道水がおいい冰 淨水器リース (月々支払)	346,010 円 +入居月の日割家賃 個別契約

事務所

※間取図・方角は現場の状況が優先されます。

12月完成予定 ★ 飲食。ペット関連不可

申込期限10月末(期限内の申込者の申込者の中から入居者を選定予定。期限前の締切もあります。)

備考 駐車場1台無料

火災保険はご自身で加入していただき、証券コピーの提出が必要です。

株式会社ホーム

※ホームページで他にも多数物件を確認できます

TEL:098-856-4533



書算精金約梨

令和3年1月19日

株式会社 共和亦一

元 901-0231 豊見城市字我那霸501-1 共和ビル2階

TEL (098) 856-4933
FAX (098) 850-6084

1301 020

円 91,300 月額合計

朝子 様

物件名	Kafuna F		
部屋番号	202	号室	
氏名	石原 朝子 様		
賃料	83,000 円 (8,300)	共益費	

費 所 務 事

日記

支那
才子

人金日 契約日
日坐名義 2019/01

定期建物賃貸借契約書

事務所費

名称 Kafuna F 202号室

賃貸人

石原 朝子

期間 令和 3年 2月 1日から 令和 5年 1月 31日まで

このたび賃貸人 [REDACTED] と賃借人 石原 朝子 は次の通り借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。その証としてこの契約書式通を作成し、記名押印の上各自一通を所持する。

第1条 [目的賃室の表示]

賃貸人は、その所有する次の表示する賃室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

賃室の所在場所 : T901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平30-11

賃室の所在場所 : Kafuna F 202号室

第2条 [賃貸借期間・契約の終了]

- 賃貸借の期間は、令和 3年 2月 1日から 令和 5年 1月 31日までとする。
- 本契約は、契約の更新ではなく、上記契約期間満了日をもって終了する。
- 賃貸人及び賃借人は合意の上、上記期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）をすることができる。
ただし、①賃借人が契約期間中、賃料の支払いを3回以上遅れたとき、②契約期間満了時に家賃滞納しているとき、
③本契約に違反した場合、④老朽化に伴い当建物の取壊しを計画した場合等、賃貸人が再契約を行うことが困難と判断した場合は、上記再契約は認められない。
- 賃貸人は、期間満了の1年前から6か月前までの間に賃借人に對し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとし、通知のない場合は期間満了による賃貸借の終了を賃借人に主張することはできない。
ただし、賃貸人が通知期間の経過後、賃借人に對し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合は、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。その間は契約期間中と同一条件で賃借することができる。
- 賃借人は再契約完了しないまま、本契約終了後も本物件を明け渡さないときは、期間満了日の翌日から明け渡し済みの日まで一日につき、賃料の日割り計算分の2倍に相当する額を遅延損害金として、賃貸人に支払わなければならない。

第3条 [火災その他の災害による賃室の滅失]

本賃室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催促をしないで当然消滅する。

第4条 [賃料・共益費等]

賃料	83,000円 (8,300円)	共益費				駐車料	一台無料
----	---------------------	-----	--	--	--	-----	------

賃料を振込む際の口座：琉球銀行 [REDACTED] 支店 普通口座 [REDACTED] 株式会社共和ホーム

- 賃借人は、上記の記載に従った金額を毎月27日までに翌月分を賃貸人の指定する方法で支払う。なお、振込または口座振替の手数料等は賃借人の負担とする。
また、()内は現時点の消費税を表しており、消費税については法律に定められた税率に従うものとする。
- 期日内の支払いが無い場合、賃借人は督促事務手数料として、3,000円(税別)を別途支払うものとする。
- 一定期間賃料等の支払いが無い場合は、家賃保証会社に債権を譲渡する。
- 一ヶ月未満の賃料は日割で計算した額とする。
- 賃貸人及びその代理人は毎月の賃料等請求書を発行しないものとする。

第5条 [敷金・礼金]

敷金	83,000円	礼金	83,000円(8,300円)	保証金	無し
----	---------	----	-----------------	-----	----

賃貸人は上記金額(()内は消費税)を賃借人から受領するものとする。但し、敷金及び保証金に利息は付けないものとする。

第6条 [使用目的]

賃借人は、賃室を 議員事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

他の用途で使用する場合は、賃貸人の書面での許可を得なければならない。

第7条 [転貸等の禁止]

- 賃借人は、賃借権を譲渡し、若しくは本賃室を転貸（民泊や、賃借人が居住しておらず、賃借人以外の者のみが居住しているなど、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。（但し、賃貸人又は管理会社が承諾した者を除く）
- 夫婦・親子・同居人、その他いかなる関係であっても、賃借人と別の者に名義の変更を希望する場合は、本賃貸借契約をいったん終了させ、別途新たに賃貸借契約を締結しなければならない。

第8条 [内装造作諸設備工事]

- 本契約後、賃借人が本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、予め、書面により、賃貸人の承諾を得なければならない。
- 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は賃借人の負担とする。
- 第1項の工事については、賃貸人・賃借人協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は賃借人が全てを負担するものとする。賃借人は、これらに關し必要費・有益費その他費用の償還を賃貸人に請求しない。
- 賃借人が賃室を明渡す際、賃貸人の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等に関する賃借人の買取請求権は、これを放棄することを承知し、引渡し前に当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。
ただし、賃貸人が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
- 賃借人が賃貸人の承諾を得ずして、前項の改造等をなした場合には、この為に生じた損害の賠償責任を負う

第9条 [敷金の返還]

賃貸人は、本契約が終了し賃室の明渡しを受けた後、本賃貸借に関する一切の債務を精算したのち敷金を返還する。

第10条 [遵守事項・禁止事項]

1. 賃借人は、賃貸人の承諾なしに賃室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。
2. 事業活動によって発生したゴミは、ゴミ置場に出してはならない。(賃借人の自己責任において適正に処理する)
3. 共用部分(廊下、階段、駐車場、ベランダ等)に物を置いたり、専有的に使用又は占拠してはならない。
4. 共用部分の美化に心がけ、タバコの吸い殻・ゴミ・ガムのポイ捨て及び唾・痰吐きをしてはならない。
5. 暴行・脅迫・器物損壊、その他の言動により他の入居者や近隣の方に迷惑をかけてはならない。
6. 賃室内、ベランダ、共用部分でのペットと動物の飼育(一時預かりや、持ち込み含む)をしてはならない。
7. ドア・壁・床等を叩くなど大きな音を出す行為または大きな振動を出す行為、過音量(重低音を含む)のテレビ、ステレオ等の騒音、人声、足音、楽器・カラオケ等の演奏による騒音を出してはならない。
8. 受忍限度を超える騒音、異臭の発生させる行為を行ってはならない。
9. 受忍限度内の生活音などに対して過剰な要望をしてはならない。また、受忍限度の判定については、賃貸人で決定する。
10. 賃借人は、指定位置以外には駐停車を行ってはならない。また、来訪者その他関係者にも指定位置以外に止めさせてはならない。
11. 銃砲・刀剣類・爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物の製造、持ち込み、保管をしてはならない。
12. 排水管を腐食させ、又は詰まらせる恐れのある液体、物質等を流してはならない。
13. 違法若しくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込め詐欺等の特殊詐欺を行い、またその拠点としてはならない。
14. 違法薬物などの製造、販売、使用、所持など警察の介入を生じさせる不法行為をしてはならない。
15. 公序良俗に反する行為、本物件に損害を与える行為、本物件の管理に支障を及ぼす行為、近隣への迷惑となる行為、もしくはそれらの恐れのある行為をしてはならない。
16. 飲食を提供する業務をしてはならない。
17. 賃借人は、賃借権その他本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
18. その他本契約又は使用規則等に反する行為をしてはならない。

第11条 [善管注意義務]

1. 賃借人は本物件を善良なる管理者としての注意をもって保全し使用するものとし、必要となった修繕費用は賃借人の負担とする。
2. 入居期間中は収納部分を含めた部屋全体の適切な除湿や換気を行い、カビの発生(結露等含む)を防止する。
3. 室内で喫煙して、ヤニ汚れや臭いが壁・天井・設備等に付着しないよう十分配慮する。
4. 壁・柱などに画びようやネジによる穴を開けてはならない。
5. 床の傷が生じないように心がけ、特に家財道具(イス・テーブル・ベット等)の移動や子供の遊びによる傷には十分配慮する。
6. 賃室内・外及び駐車場指定位置(オイル漏れ等)の掃除を行い、汚損が生じないように十分配慮する。
7. 壁・天井・床・建具・設備等にシール及び粘着物を貼ってはならない。
8. カギの管理は賃借人が責任を持って行い、紛失等による解錠は賃借人の負担でこれを行う。
9. 突然の雨や台風のような強風を伴う雨風等による、通気口や窓サッシ等からの雨水浸入を防ぐよう十分配慮する。
10. 敷地内(バルコニー等含む)にある草木の剪定、消毒、除草及び害虫防止の管理は賃借人にて行うものとする。

第12条 [費用負担]

賃借人は、入居期間中下記の費用を負担する。

1. 浴室、トイレ、流し台等、排水パイプのつまり補修(9,000円(税別)~)、修理費用、及びつまりによる階下への損害
2. キーパーの内部洗浄、ほこり目詰まりによる水漏れ修理(4,000円(税別)~)、リモコン電池の液漏れ、換気扇の汚れによる故障で生じた修繕費用
3. 賃室の各種電球の取替え、網戸張替え、畳の表替え、その他使用上生じた諸経費
4. 電気、ガス、水道、電話料金、衛生費、その他の公共料金
5. 賃借人が、賃貸人又は管理会社の承諾を得ずに修繕業者を手配した場合の修繕費用等。
6. 当建物設備等が原因でない不具合についての出張確認費用(3,000円(税別))

第13条 [一部滅失等による賃料の減額等]

物件の一部が滅失しその他事由により使用できなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、「賃室設備等不具合による賃料減額基準」に応じて、その使用できなかつた部分減額されるものとする。

「賃室設備等不具合による賃料減額基準」：※賃貸人に連絡を入れた翌日を免賃日数の基準日とする。

状況	賃料減額割合	免賃日数	状況	賃料減額割合	免賃日数
電気が使えない	30%	3日	トイレが使用できない	20%	2日
ガスが使えない	10%	4日	風呂が使用できない	10%	4日
水が使えない	20%	3日	エアコンが作動しない	5,000円	6日
テレビ等通信設備が使えない	10%	5日			

第14条 [修繕]

1. 賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。但し、賃借人の故意・過失又は善管注意義務違反により必要となった修繕に要する費用、及び第12条第5項の修繕費用は、賃借人が負担しなければならない。
また、賃借人が必要な修繕をしなかつた場合は、賃室明渡し時に原状回復義務を負うものとする。
2. 前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、営業時間内に行うものとし、あらかじめその旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3. 賃借人は当該修繕の実施を拒否した場合、修繕にかかる日数は全て免賃日数とする。
4. 本物件内に不具合や破損箇所が生じたときには、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れて賃貸人及び他の入居者に損害が生じたときには、賃借人はこれを賠償する。
5. 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、賃借人が損害を受けても賃貸人はこれを負担しない。
6. 賃借人が損害を防止又は少なくするため、自らが応急修繕を行う場合は賃貸人に連絡の上、必要最小限度の範囲内において修繕するものとする。
7. 「風災」や「物体の飛来・衝突」によりベランダの仕切板や窓ガラス等が破損した場合は、賃借人の費用負担により、修繕を行う。

第15条 [保安点検]

賃貸人又はその代理人は賃室の保全、防火、防犯、救護、安否、状況確認等に関し、必要あるときは契約賃室内に立入り、必要な

第16条 [通知義務]

1. 貸借人は電話番号・駐車車両・入居者間での駐車位置等の変更があれば貸貸人・管理会社に通知しなければならない。
2. 法人契約の場合、入居者の入れ替えがある際には、その旨を貸貸人・管理会社に通知し、その承諾を得なければならぬ。

第17条 [移転料等の不請求]

貸借人は、貸室の明け渡しに際し、貸室に付加した有益費及び移転料その他の金銭上の請求はしない。

第18条 [連帯保証人]

1. 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく貸借人の一切の債務につき保証し、貸借人と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人が負担する債務の元本は、貸借人又は連帯保証人が死亡した時に確定する。
3. 貸借人は、賃料の支払いを2カ月以上怠り、または度々遅延した場合、連帯保証人に對し、本契約の解除権限、並びに本契約の終了に伴う本物件明け渡しに関する一切の権限をあらかじめ委任することとする。
4. 貸借人は、連帯保証人が死亡・制限能力者・自己破産等、無資力または、所在不明などの理由により、連帯保証人の責任を果たせない状況になった場合、または、連帯保証人として適当でないと貸貸人が認めた場合は、速やかに貸貸人が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。
5. 連帯保証人は貸貸人に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて貸借人が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報提供を求めた時は、貸貸人が指定する方法で当該情報を提供する事に、貸借人は異議を述べないものとする。
6. 連帯保証人の負担する極度額は2,490,000円を限度とする。(月額賃料の30ヶ月分)
7. 貸借人(法人の場合)は連帯保証人(個人の場合)に対し、自身の財務状況について情報提供しなければならない。

第19条 [合意管轄]

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第20条 [駐車場及び車庫証明]

1. 駐車場内での天災、火災、接触事故、違法迷惑駐車、盗難、いたずら等による損害につき、貸貸人・代理人はその責任はないものとし、貸借人は備えに対し自動車保険に加入するものとする。
2. 車証明承諾書の発行の際は保証金として50,000円と保管場所使用承諾証明書発行費用5,000円(税別)が発生するものとする。
3. 貸借人は、退去後一ヶ月以内に車庫証明を抹消するものとする。貸貸人は、抹消確認後50,000円を返還する。
4. 駐車場の指定位置以外に駐停車し、他の入居者の迷惑となった場合は、警察へ通報されても異議を申し立てない。
5. 駐車場の指定位置枠内中央直ぐに駐車し、周りに迷惑をかけてはならない。
6. 2台駐車可能枠を使用する際は、別途契約を結ばなければならない。(但し、1台使用で管理会社が承諾した場合は除く)
7. 2台駐車可能枠で2台目駐車契約をしていない場合、他入居者から2台目駐車契約の要望がある際には駐車位置の移動に速やかに応じなければならない。
8. 駐車場指定位置は、初回契約時の車両の大きさ、高さ等を前提としており、契約後の車両変更に伴う問題については、当社は責任を負わないものとする。

第21条 [貸借人からの解約]

1. 貸借人は、貸貸人又は管理会社に対して三ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し貸借人は予告に代え、三ヶ月分の賃料相当額を貸貸人に支払って即時に解約ができる。
2. 解約申し入れ後の解約取消は、基本出来ないものとする。但し、賃料三ヶ月分の解約取消料を貸貸人に支払うことで、解約申し入れを取消す事ができる。

第22条 [損害保険の加入]

1. 貸借人は火災、漏水、爆発等、貸借人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合、及び第14条の修繕に伴い損害が発生した場合に備え、借家人賠償責任約款付保険に加入し、貸貸人に損害額の請求をすることができない。
2. 貸借人及びその関係者の故意又は過失により貸貸人に損害を与えた場合は、貸借人は損害の賠償責任を負うこととする。

第23条 [契約解除]

人が、次の一つに該当したときは、貸貸人は催促をしないで、直ちに本契約を解除することができ、貸借人の所有物が貸主に契約解除の日から二日以上放置される場合は、貸貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。

1. 二ヶ月以上賃料の支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしぶしぶ遅延し、その遅延が本契約における貸貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3. 第6条、第7条、第10条、第11条、第18条の規定に違反したとき。
4. 貸借人が次の各号のいずれかに該当したとき。
 - (1) 暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。
 - (2) 本物件、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。
 - (3) 暴力団員以外の者が貸借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれら の者を反復継続して出入りさせたとき。
 - (4) 貸借人又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、等に迷惑、不安感、不快感を与えたとき。
5. 長期不在により貸借権の行使を継続する意思がないとき。
6. その他本契約に違反したとき。

第24条 [明渡し時の原状回復義務等]

1. 貸借人は、本契約が終了する日までに明渡し日を事前に貸貸人又は代理人に通知して、本物件を明渡さなければならぬ。
2. 本契約における明渡しとは、次に掲げる全ての事項を完了したときをいう。

- (1) 貸借人の退去及びカギ全部の返却
- (2) 貸借人が本物件内に搬入した全ての物品等の搬出及び本物件内外のゴミ、汚物等の撤去、処理
- (3) 貸借人により設置した造作物の撤去、改造、改築の原状回復

3. 本物件及び敷地内に残置物が有る場合は、貸貸人は貸借人の費用負担において処分できるものとし、貸借人はこれに異議を申し立てない。

貸借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、畳の表替(畳が有る場合)、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(普管注意義務違反及び貸借人の故意、過失等で生じた修繕費)を支払うものとする。

原状回復工事は貸貸人の指定した者が実施する。

貸借人は本物件の明渡しに際し、移転料 又は賃料その他の支拂いの加算料(カサナシ料) ふみしの強制料を支へる。

第25条 [再契約]

- 賃貸人は、再契約の意向があるときは、第2条第4項に規定する通知の書面に、その旨を付記する。
- 賃借人は、前項の再契約の意向通知がある場合、再契約を希望するときは、契約期間満了日2カ月前までに賃貸人に対して、再契約の締結を申し込まなければならない。
- 賃借人は、契約期間満了日までに再契約の締結を完了しなければならない。
- 賃借人は、再契約の締結時に連帯保証人(本契約に準ずる)及び保証協会を付さねばならない。
- 賃借人は、再契約の締結時に、管理会社に再契約事務手数料 15,000円(税別)を支払わなければならない。
- 再契約後、本契約における原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとする。
- 本契約において賃借人から賃貸人に預け入れられた敷金又はハウスクリーニング料金は、再契約に引き継ぐものとする。

[特約条項]

- 駐輪場の有無に関わらず、バイク等の駐輪スペースの保証はないものとする。また防犯登録(法律上の義務)のない自転車、管理会社へ届け出の無いバイク等の駐輪は撤去対象として一切を禁止する。撤去費用(人件費含む)は賃借人が負担するものとする。
- 当物件敷地内に駐輪するバイクは車両ナンバー、自転車は防犯登録番号を管理会社へ必ず届け出ること。
- 管理会社へ車両ナンバー、防犯登録番号の届け出後も、賃貸人から指摘及び注意を受けた場合はその内容に従うものとする。
- 賃借人は、原状回復費として専門業者のハウスクリーニング、畳の表替、照明電球切れによる電球交換及び修繕費(善管注意義務違反及び賃借人の故意・過失で生じた修繕)を残存価値に問わらず、下記の金額に従い支払うものとする。

ハウスクリーニング料金	73,000円(税別)	畳表替料金	1枚一円(税別)		
電球交換(蛍光管)	1,000円(税別) 個	電球交換(EL型)	2,000円(税別) 個	電球交換(LED)	1,500円(税別) 個
クロス貼替費用	1,500円(税別) /m ²	人工賃12,000円(税別)/日	床の修繕費用	1,000円(税別) /m ²	人工賃12,000円(税別)/日

- 賃借人が、契約期間開始日より2年以内に解約する場合は、違約金として家賃の1ヶ月分を支払うものとする。
- 賃借人は入居期間中、入居者総合保険に加入するものとし、加入しない場合は、再契約は出来ないものとする。
- 賃借人は入居期間中、家賃保証契約を締結するものとし、締結しない場合は、再契約は出来ないものとする。
- 賃借人は、営業する際に必要となる許認可等の手続きを行う場合は、その必要となる費用及び公課課税等を負担する。
- 法律・行政などの許認可が下りずに想定していた業務を行うことが困難となった場合に生じる一切の責任は、賃貸人及びその代理人はこれを負わないものとする。

以上の契約内容(特約条項含む)の説明を受け、了承いたしました。

(石原 朝子 様)

石原 朝子

令和3年 / 月 25 日

賃貸人 住所

氏名

賃借人 住所

八重瀬町名付第265番地7

(石原 朝子 様)

氏名

連帯保証人 住所

氏名

極度額: 2,490,000円

□賃借人から財務状況の提供を受けた。

連帯保証人 住所

氏名

極度額: 2,490,000円

□賃借人から財務状況の提供を受けた。

実印

宅地建物取引業者

免許番号 沖縄県知事(5)第3149号

住 所

沖縄県豊見城市我那覇501番地1

電 話

098-911-1966

商 号

株式会社 共和ホーム

代表者

代表取締役 上原 直人

宅建取引士